宅建暗記【サエキ・リスト】

宅建業法　事務所以外の場所の規制　≪#889≫

1　事務所以外の場所　⇒　現地、案内所、モデルルーム、展示会場、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所

2　マンション分譲を行うための案内所には、その案内所を設置して業務を行う業者が、標識を掲示しなければならない。
※この案内所で、契約締結をしない・買受けの申込みを受けない場合でも、標識は必要
※案内所を設置した媒介・代理業者の標識には、売主業者の商号又は名称及び免許証番号も記載しなければならない。

3　マンション分譲を行う現地には、そのマンションの売主である業者が、標識を掲示しなければならない。

4　複数の業者が展示会を行う場合、展示会場には、すべての業者が標識を掲示しなければならない。
※1と同様、この展示会場で、契約締結をしない・買受けの申込みを受けない場合でも、標識は必要

5　案内所等には、帳簿の備付け・報酬額の掲示の義務はない。

6　案内所等で、契約締結をする・買受の申込みを受ける場合、成年者である専任の宅建士を、少なくとも 1 名置かなければならない。

※典型例を押さえておく【板書】

※欠員 ⇒ 2 週間以内に是正措置

※この案内所の標識には、成年者である専任の宅建士の氏名を記載する

7　案内所を設置した業者は、案内所等で、契約締結をする・買受の申込みを受ける場合、業務開始の 10 日前までに、免許権者と、案内所等の所在地を管轄する知事の 2 か所に届け出なければならない。

※売主業者には、届出義務はない

※案内所を設置した業者が届け出る届出書には、売主業者の商号又は名称及び免許証番号も記載しなければならない。

8　案内所等の届出について、国土交通大臣に届け出る場合、案内所等の所在地を管轄する知事を経由して行う。

【渋谷会】宅建講座をご利用ください

理解が足りない ⇒「宅建基幹講座」インプット講座

本試験での解き方を知りたい ⇒「宅建過去問演習講座」アウトプット講座

基本から万全の準備 ⇒「宅建これだけで合格セット」上記 2 講座のセット

https://shibuyakai.com/

複製・頒布を禁じます